

令和6年度補正

災害時給油所地下タンク
製品備蓄促進支援事業

申請者用手引書

全国石油商業組合連合会

令和7年4月

目次

I. 事業内容

1. 事業概要	2
2. 申請者資格	2
3. 備蓄の対象となる拠点	2
4. 補助対象経費	2
5. 補助金の申請から交付までの流れ	3

II. 申請の手続

1. 募集期間	3
2. 申請方法(提出書類)	3
3. 申請に関する注意事項	4

III. 備蓄燃料の保管管理等

1. 備蓄燃料の保管	4
2. 保管管理の方法・内容	4

IV. 申請窓口・問合せ先一覧

I. 事業内容

1. 事業概要

本事業は、地震等の災害発生時において、地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急車両に対して優先給油を実施する役割を担う給油所（以下「中核SS」という）及び自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できる住民拠点サービスステーション（以下「住民拠点SS」という）等を運営する揮発油販売業者等が、同SSに一定の燃料の備蓄を行うことにより災害時における石油製品の安定供給を確保し、SSネットワークの維持・強化を支援するための取組に要する経費に対して、国と自治体が連携（※）して補助する制度です。

※ 国が備蓄に係る燃料購入費用及び初年度における燃料保管管理費用を、都道府県等が次年度以降における燃料保管管理費用を、それぞれ支援。

2. 申請者資格

次の①～⑤の全てを満たす者であること。

- ①揮発油販売業者
- ②中核SSにあつては、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項第5号に基づき届け出を行っている者
- ③住民拠点SSにあつては、災害時において地域住民のために燃料供給を継続するための設備を備え、「住民拠点サービスステーションに関する誓約書」を資源エネルギー庁へ提出した者
- ④申請書に記載のある不適合要件に該当していない者
- ⑤所在する都道府県及び所在地の都道府県石油組合との間で当該事業に係る災害協定等（令和8年度以降の燃料保管管理費用に対する支援等が確認できるもの）が締結されていること

3. 備蓄の対象となる施設

中核SS、住民拠点SS

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の内容となります。

- (1) 備蓄燃料購入費用
 - ・ 中核SSの場合は原則として1SSあたりレギュラーガソリン及び軽油それぞれ 2.5klの合計 5.0klの購入費用（消費税及び地方消費税は補助対象外）
 - ・ 住民拠点SSの場合は原則として1SSあたりレギュラーガソリン 2.5kl及び軽油 2.0klの

合計 4.5klの購入費用(消費税及び地方消費税は補助対象外)

(2) 備蓄燃料保管管理費用

- ・ 29,000 円 × 保管日数(備蓄燃料購入日から令和8年 1 月 31 日迄の日数) / 306 日

5. 補助金の申請から交付までの流れ

(1) 公募開始: 令和7年3月31日(月)から

(2) 交付申請: (申請者→石油組合→本会)補助金交付申請の提出

提出期限は12月19日(金)

(3) 交付決定: (本会→石油組合→間接補助事業者)交付決定通知書の発行

(4) 事業実施: 交付決定日以降に備蓄燃料の購入を行う

購入日以降、在庫数量が備蓄燃料の数量を下回らないよう管理を開始

(5) 実績報告: (間接補助事業者→石油組合→本会)補助金実績報告書の提出

提出期限は令和8年2月13日(金)

(6) 補助金額確定: (本会→石油組合→間接補助事業者)補助金確定通知書の発行

(7) 支払請求: (間接補助事業者→石油組合→本会)補助金精算払請求書の提出

提出期限は令和8年3月10日(火)

(8) 補助金交付: (本会→間接補助事業者)

II. 申請の手続

1. 募集期間

令和7年3月31日(月)～12月19日(金)まで随時受付(都道府県石油組合必着)

2. 申請方法(提出書類)

事業応募のための申請書に以下の書類を添付して、SSが所在する都道府県の石油組合に提出してください。様式書類は全石連ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 都道府県等と石油組合との間で締結された災害協定等(令和8年度以降の燃料保管管理費用に対する支援等が確認できるもの)写
- ② 備蓄燃料購入費用の見積書(2業者以上の競争見積り)。ただし、競争に付すことが困難又は不相当である場合は、災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業競争見積提出不能理由書(様式製品備蓄第17号)を添えること
- ③ 中核SSの届出書写し(住民拠点SSの場合は「住民拠点SS整備事業」の確定通知書等の写し)
- ④ 本事業において燃料を備蓄するSSの図面(燃料を備蓄するタンクが確認できるもの)
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑥ その他、本会が要請する書類

3. 申請に関する注意事項

- ・申請はSS毎に行い、申請回数は1SSにつき1回限りとします。
- ・申請段階では備蓄燃料の購入を行わないでください。

Ⅲ. 備蓄燃料の保管管理等

1. 備蓄燃料の保管

補助事業により備蓄した燃料については、都道府県等による燃料保管管理費用の補助があることを前提として、補助事業の完了から4年間(令和11年度末まで)は、在庫数量が備蓄燃料の数量を下回らないよう管理してください。災害が発生し備蓄燃料を放出した場合は、災害対応終了後速やかに備蓄燃料の数量を備蓄し直してください。

この期間中に在庫数量が備蓄燃料の数量を下回った場合には、交付された燃料購入費の全額を本会に返納していただくこととなります。

2. 保管管理の方法・内容

備蓄を行うSSにおけるガソリンと軽油の在庫数量を毎日記録した上で、とりまとめてSSの所在する石油組合に提出してください。

Ⅳ. 申請窓口・問合せ先一覧

お問い合わせはSSの所在する石油組合又は全石連 政策グループ 環境・安全対策チームへ

組合名	郵便番号	住所	電話番号
北海道石油商業組合	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6-3-47 石油会館	011-822-8111
青森県石油商業組合	038-0012	青森市柳川1-4-1 青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400
岩手県石油商業組合	020-0875	盛岡市清水町14-12 盛岡商工会議所会館2階	019-622-9528
宮城県石油商業組合	980-0802	仙台市青葉区二日町12-6 宮城県石油会館	022-265-1501
福島県石油商業組合	960-8153	福島市黒岩字林ノ内5 福島県石油会館	024-546-6252
秋田県石油商業組合	010-0951	秋田市山王3-7-21 秋田県石油会館	018-862-6981
山形県石油商業組合	990-0071	山形県山形市流通センター3-6-2	023-664-2821
新潟県石油商業組合	951-8131	新潟市中央区白山浦1-636-30 中小企業会館4階	025-267-1321
長野県石油商業組合	381-0034	長野市大字高田365-1	026-217-6740
群馬県石油商業組合	371-0845	前橋市鳥羽町35-5 群馬県石油会館	027-251-1888
栃木県石油商業組合	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館3階	028-622-0435

茨城県石油商業組合	310-0801	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階	029-224-2421
千葉県石油商業組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館	043-246-5225
埼玉県石油商業組合	350-0011	川越市久下戸 3682-1 埼玉県石油会館	0480-35-3215
東京都石油商業組合	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館 4 階	03-3593-1421
神奈川県石油商業組合	231-0031	横浜市中区万代町 3-5-3	045-641-1351
静岡県石油商業組合	422-8052	静岡市駿河区緑が丘町 1-3 静岡県石油会館 1 階	054-282-4337
山梨県石油商業組合	400-0032	甲府市中央 4-12-21 甲府法人会館 3 階	055-233-5850
愛知県石油商業組合	460-0024	名古屋市中区正木 3-2-70 愛知県石油会館	052-322-1550
三重県石油商業組合	514-0009	津市羽所町 700 アスト津 7 階	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	500-8281	岐阜市東鶉 1-3-2 岐阜県石油会館	058-271-2903
富山県石油商業組合	939-8183	富山市小中 710 富山県石油会館	076-429-8811
石川県石油商業組合	920-8203	金沢市鞍月 5-177 AUBE II 4 階	076-256-5330
福井県石油商業組合	918-8014	福井市花堂中 1-3-40 福井県石油会館	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	520-0047	大津市浜大津 4-1-1 明日都浜大津 4 階	077-522-7369
京都府石油商業組合	612-0026	京都市伏見区深草堀田町 10-1 京阪藤の森ビル 8 階	075-642-9733
大阪府石油商業組合	530-0054	大阪市北区南森町 1-4-19 サウスホレストビル 5 階	06-6362-2910
奈良県石油商業組合	630-8114	奈良市芝辻町 85-10 奈良県自由民主会館 3 階 D 室	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	640-8243	和歌山市徒町 17 和歌山県石油会館	073-431-6251
兵庫県石油商業組合	650-0024	神戸市中央区海岸通 2-2-3 サンエービル 5 階	078-321-5611
岡山県石油商業組合	700-0953	岡山市南区西市 110-1	086-246-2040
広島県石油商業組合	732-0828	広島市南区京橋町 9-21 三共京橋ビル 3 階	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	683-0853	米子市両三柳 2778-4	0859-21-1400
島根県石油商業組合	690-0048	松江市西塚島 3-5-25 島根県石油会館	0852-25-4488
山口県石油商業組合	754-0002	山口市小郡下郷 2216-1 泉ビル 301 号	083-973-4400
徳島県石油商業組合	770-0901	徳島市西船場町 3-9-1 産交ビル 2 階	088-622-6406
高知県石油商業組合	780-8031	高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-831-0439
愛媛県石油商業組合	790-0064	松山市愛光町 1-24 えひめ石油会館	089-924-3856
香川県石油商業組合	760-0018	高松市天神前 10-5 高松セントラルスカイビル 8 階	087-833-9665
福岡県石油商業組合	812-0034	福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館	092-272-4564
大分県石油商業組合	870-0034	大分市都町 3-6-26 大分県石油会館	097-533-0235
佐賀県石油商業組合	840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	850-0035	長崎市元船町 2-8 元船さくらビル 5 階	095-826-4181
熊本県石油商業組合	860-0862	熊本市中央区黒髪 1-11-10 東鋼ビル 3 階	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	880-0013	宮崎市松橋 1-10-8 宮崎県石油会館	0985-24-7775
鹿児島県石油商業組合	890-0064	鹿児島市鴨池新町 5-19 鹿児島県石油会館	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	901-0405	島尻郡八重瀬町字伊覇 228 沖縄県石油会館	098-998-1871
全国石油商業組合連合会	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館 3 階	03-3593-5811